令和８年（フ）第１５６２号
福岡県春日市昇町７丁目１番地
債務者　永安龍之助
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古賀　純子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午後４時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３１号
福岡市東区千早５丁目32番10―716号　グランフォーレ千早プレミア、前住所福岡県糟屋郡新宮町新宮東１丁目４番21―408号
債務者　吉井　英子（旧姓井浦）
1　決定年月日時　令和８年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高村　欣光
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８３６号
福岡県太宰府市石坂２丁目25番８号　フレグランスⅡB105号
債務者　村上　徳人
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松嶋　健一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月18日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１８４５号
福岡県筑紫野市塔原東１丁目14番６―210号
債務者　里崎　　翔
1　決定年月日時　令和８年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　鴻二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月22日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第５０号
熊本県菊池市藤田30番地２
債務者　岩木　賢二
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第５１号
熊本県菊池市藤田30番地２
債務者　岩木まさみ
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂本　達彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月４日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年12月３日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

令和８年（フ）第４６７４号
大阪府吹田市朝日が丘町49番２号　（201―1）
債務者　横山　秀樹
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　拓也
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０８号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
債務者　柳原　正義
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅嵜　啓示
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０９号
大阪府東大阪市友井３丁目５番７号
債務者　柳原　雅美（旧姓大東）
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅嵜　啓示
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１８８８号
名古屋市中川区助光２丁目602番地　Ｗａｒｒｅｎ　Ｓｕｋｅｍｉｔｓｕｌ　203号、従前の住所三重県三重郡菰野町大字福村50番地１レオパレスこもの206
債務者　高田　　栞
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９３６号
愛知県名古屋市守山区桔梗平２丁目112番地の１
債務者　神谷　一貴
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９６９号
名古屋市千種区春岡通５丁目13番地の12　メゾンベルジュール春岡４Ｂ号、従前の住所名古屋市中川区吉津２丁目402番地　フォーシーズ203号
債務者　井上　健太
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２００７号
名古屋市西区名西２丁目38番52号　オーネスト名西
債務者　小村　良三
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０１４号
名古屋市港区油屋町４丁目13番地の２　ジャルダン新栄302号
債務者　河野　沙織
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０２８号
名古屋市北区辻町１丁目８番地　県営辻町住宅２街区５棟606号
債務者　綱分　健二
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０６２号
愛知県半田市桐ケ丘３丁目10番地の３　レオパレス桐ヶ丘201号
債務者　松浦　克典
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２０８３号
名古屋市北区清水２丁目19番７号　ラ・フォーレ清水Ⅱ101号
債務者　関根　弘之
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部